

新スタンダード薬学シリーズⅡ
第1巻 薬学総論 I. 薬剤師としての基本事項
第1,2,3刷 補遺 (2018年2月)

1. 個人情報保護法の改訂に伴う変更

“個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）”の一部が改正されました（平成29年5月30日に施行；後の別表に関連するおもな改訂点を示す）。これに伴い、本書の記述を下記のように変更いたします。

訂正箇所	変更後
<p>本文 p. 230 上から 2～10 行目</p>	<p>医療機関は、患者の診療情報を含めて個人情報の適切な取得・保管・利用などについて、2005年4月に施行された“個人情報の保護に関する法律”により、個人情報取扱事業者に位置づけられており、管理上の義務を負っている。2016年5月に全面改正され2017年5月より全面施行されている。医療においても、地域包括ケア推進の流れの中で、個々の医療機関が有する患者情報を、よりよい連携のために有効活用する必要性が今後ますます高まると考えられている。厚生労働省では“医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン”を定め、個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援している。薬剤師の守秘義務や薬歴・管理指導記録の保護と関連して、しばしば問題になるのは、これらの記録の開示についてである。患者やその代理人が開示を要望したときには、原則としてこれに応じなければならないが、状況によっては開示を拒むことが可能である。</p>
<p>囲み p. 230 中段の囲み “個人情報の保護に関する法律”の条文</p>	<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律</p> <p>第28条</p> <p>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>三 他の法令に違反することとなる場合</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p>

2. “個人情報保護法”のおもな改正点

下線部：改正前，赤字：改正後

ポイント	変更前	変更後
個人情報保護法の目的 第一条	<p>第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、<u>個人情報の有用性</u>に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>
個人情報の定義の明確化 第二条	<p>第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによつて、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>	<p>第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 個人識別符号が含まれるもの</p>
「要配慮個人情報」の規定の新設 第二条 第3項	なし	<p>「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>
「要配慮個人情報」の適正な取得 第17条 第2項	なし	<p>2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、</p>

前ページのつづき	なし	<p>本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合</p> <p>六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合</p>
<p>「匿名加工情報」の規定の新設 第二条 第9項 第10項</p> <p>匿名加工情報取扱事業者等の義務 第三十六条～第三十九条</p>	なし	<p>匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。</p> <p>匿名加工情報の作成、提供、管理等に関して、事業者の義務内容が規定された。</p>
適用される事業者の変更	<p>取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者（過去6か月以内のいずれの日においても<u>5000を超えない者</u>）</p>	<p>取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制対象外とする制度が廃止され、個人情報を1件でも扱う事業者であれば適用対象となる。</p>